ASIAWISE

# AW legal consultation @CIC vol.2

## いまさら聞けない
## 基礎から学ぶ英文契約書

© AsiaWise

# AsiaWise Groupのご紹介

## AsiaWise GroupはCross-Border Professional Firm from Asiaをコンセプトとして設立されました。

### Cross-Borderには、いわゆる「渉外」だけではない、3つの意味が込められています

**国境を越える**

日系企業の海外進出は待ったなしであるにもかかわらず、法律家の業務は、日本国内業務に止まっている例が多いです。
海外の地でサポートを求める日系企業の助けとなるべく、メンバー1人1人が国境を越えたサービスを提供します。

**業際を超える**

弁護士や専門家と呼ばれる人間は、1つのことに特化して専門化していくことには長けています。
しかし、クライアントが求める問題や課題を解決したり、あるいはまだ認識されていない問題を発見するためには、専門化された庭を飛び出し、業際を超えていかなければなりません。

**自らの限界を超える**

国境を越え、業際を超え、新たな価値を創造するためには、それまでの枠にとらわれず、常に挑戦することが必要です。
そのため、メンバー1人1人が、自らの限界に挑戦し続けます。

AsiaWiseのチームメンバーは多様なバックグラウンドをもったプロフェッショナル集団です。AsiaWise Groupは、法的な側面から、アジアの経済、国（Nation States）、人々のつながり（相互理解・尊重）の実現に貢献します。

© AsiaWise

# 本日のウェビナーの内容

1．英文契約書
はなぜ重要？

2．英文契約書を
どう読むか

3．準拠法と紛争解
決条項のポイント

4．まとめ＆
質疑応答

**久保 光太郎**
**（くぼ こうたろう）**
*kotaro.kubo@asiawise.legal*

AsiaWise法律事務所代表、
AsiaWise Group共同創業者
日本法弁護士

米国、インド、シンガポールにおける9年に及ぶ駐在経験をもとに、インド、東南アジア等のクロスボーダー案件（現地進出・M&A、コンプライアンス、紛争等）を専門とする。西村あさひ法律事務所シンガポールオフィス代表等を経て、2018年AsiaWise法律事務所を設立。

**松村　正悟**
**（まつむら しょうご）**
*shogo.matsumura@asiawise.legal*

AsiaWiseアソシエイト
日本法弁護士

2017年弁護士登録後、2018年より都内法律事務所にて企業法務及び一般民事事件等を扱う。2019年よりAsiaWise法律事務所に参画し、日系企業とアジア（中国、東南アジア、インド）各国企業との間の契約案件や、日系企業によるスタートアップ投資・M&A案件等に従事。

© AsiaWise

# 1．英文契約書はなぜ重要？

© AsiaWise

# １－１　そもそも契約書は何のために必要なのか？

- 契約書→当事者間の合意内容を明確化するために形として残しておくもの（これは日本語の契約書でも英語の契約書でも同じ）

- 実務上、契約書を結ばず、口頭、メール、注文書・請書のみで済ませることもある……？→後で争いになるリスクがある
  - 相手方との契約内容（目的物、数量、品質、代金額、納期、契約終了の条件、etc.）について理解が一致せず、揉める
  - 最終的には「言った、言わない」の水掛け論になる
  - 契約の準拠法や紛争解決方法も不明確になる

- 後で争いにならないよう、当事者間で約束したこと・取り決めたことをしっかりと契約書に書き込んでおくべき

- ただし、契約書は必ずしも紙の書面である必要はなく、電子契約を用いることも可能（ただし、法令が許容する範囲内で）
  - 電子契約については前回のセミナー（Vol.1）ご参照。ご興味のある方はご連絡ください。セミナー資料をお送りします。

© AsiaWise

# １－２　ケーススタディ①　契約目的の特定

**Case Study①**
日本企業J社がa国のA社にある製品の製造を委託したところ、A社から提供された完成品が当初のイメージと異なるものだった。そこで、製品の仕様変更を要求したところ、A社から「a国はもちろん他の国の顧客もこの仕様で満足している。日本向けに特別に仕様を変更するには追加費用が必要」と言われてしまった。営業に確認したところ、取引は注文書と請書のみでスタートしており、想定していた仕様は口頭でのみ伝えていたという話だった。J社としてはそもそもどう対応すべきだったのか。

- 最も重要な出発点は「**相手に何をしてもらいたいか**」を明確化すること
- 「言わなくても分かる」は通じないものと心得る
- 「自分の常識は相手の非常識、相手の常識は自分の非常識」という視点

© AsiaWise

# １－３　ケーススタディ②　契約終了の条件

**Case Study②**
日本企業J社は、b国のB社を自社製品の販売に関する代理店として起用していたが、B社のパフォーマンスはいまいちだった。そこで、新たにB社に加えてC社を代理店として指名したところ、B社の社長が独占契約のはずだと怒ってクレームを付けてきた。契約書を確認したところ、B社に「準独占」の代理権を与えると書いてあり、J社としては独占権を与えたつもりはなかった。その後、B社から逸失利益の支払いを求めるレターが届いた。J社としてはそもそもどうすべきだったのか。

- 契約の終了をめぐって争いになることも多いので、契約の終了条件は明確に定めておく必要がある。
- 「パフォーマンスがいまいち」というだけでは条件として不明確。契約書に定める際には一義的に明確化な数値基準を設けるべき。
- 「準独占」のような語義の曖昧な用語は用いない。

© AsiaWise

# 【お悩み相談】社内体制は整ってますか？

① 契約に関連する法律の有無や詳細の**情報収集**。法律用語に関する**知識不足**。**英語力**。小規模組織で**法務専門の社員を雇う力はない**

② 気をつけるべきポイント、勘所が、**経験ベースでかつ属人的**で、**社内共有**がなされていない

③ **契約審査のスピード**が和文契約書に比べて落ちること

④ 東南アジア地域における**英文契約の教育**。どのようなレベルの内容をどのように実施していくか検討中

⑤ 自分の案件にもかかわらず、**法務部門に丸投げ**＆内容を理解しようとしない部下の意識改革

★社内・社外を問わず、**英文契約だからと言って丸投げせず**、ビジネスの中身をわかっている人が見る。そのために**コミュニケーションをとれる体制**を作ること

© AsiaWise

# 2．英文契約書をどう読むか

© AsiaWise

# ２－１　まず英文契約書の構成・全体像を把握する

**Sales Agreement** — 題名

This Agreement entered into 25th January 2020 by X (“Buyer”)… and Y (“Seller”)… — 頭書

WHREAS, … — 前文
NOW, THREFORE, the Parties agree as follows:

**Article 1. Definition** — 定義規定
…
**Article 2. Commercial Terms** — 実質規定
…
**Article 20. Governing Law** — 一般規定
…
IN WITNESS THEREOF, the Parties have caused this Agreement to be executed… — 後文

X

Y — 署名欄

＊絶対にこのような構成でなくてはならない、というわけではない

© AsiaWise

# ２－２　英文契約書の題名（タイトル）あれこれ

- 英文契約書の題名の付け方に決まりはない。「～Agreement」や「～contract」とすることが多いが、必ずしもそれに限られない。

- 「Letter of Intent（LOI）」「Memorandum of Understanding（MOU）」と題された覚書も契約書として認められうる。有効な契約書として認められるかどうかはその内容で決まるのであって、題名で決まるわけではない。

- “Agreement”と”Contract”の違い
  - Agreement = A mutual understanding between two or more persons about their relative rights and duties regarding past or future performances
  - Contract = An agreement between two or more parties creating obligations that are enforceable or otherwise recognizable at law

    （「Black’s law dictionary third pocket edition」より）
  - もっとも、契約書の題名に”Agreement”と付けるか”Contract”と付けるかで契約書としての効力に差異が生じるわけではない。

© AsiaWise

# ２－３　一般規定にはどのような種類があるか

- よく見られる一般規定として、例えば以下のようなものがある。
  - **契約期間（Term）**：契約期間及び期間終了後の扱い（自動更新の有無など）を定める。
  - **解除（Termination）**：契約の解除事由を定める。誰がどのような事由に基づいて解除できるか明確にする。
  - **準拠法（Governing Law）**：どこの国の法律に従って契約を解釈するかを定める。
  - **紛争解決手段（Dispute Resolution）**：契約をめぐる紛争が当事者間の話し合いで解決しない場合の最終的な解決手段を決める。
  - **費用負担（Expenses）**：契約にかかる諸費用の負担を決める。
  - **不可抗力（Force Majeure）**：免責事由について定める。どのような条件のもとで免責されるか、明確にしておく。
  - **完全合意（Entire Agreement）**：当事者の全ての合意を規定したことを明らかにし、あとで「別の合意があった」と主張できないようにする。
  - **契約の修正（Amendment）**：契約の修正は両当事者が合意のうえ書面をもって行う旨定めておく。
  - **言語（Language）**：契約書をどの言語で作成するか、複数言語で作成する場合にはいずれの版が正文か、といった点について定める。

- 一般規定が思わぬ形で効いてくることもある。定型文と思わずに確認することが必要。

© AsiaWise

# ２－４　ひとつひとつの条文の読み方のコツ

**If** the Buyer fails to pay the purchase price and the failure continues in excess of one (1) week, the Seller **may** terminate this Agreement without any notice. **If** the Seller terminates this Agreement, the Buyer **shall** immediately return to the Seller the product which has been delivered to the Buyer.

- 契約書の骨格をなすのは**当事者の権利・義務**を定める条項。
- ①どのような場合に、②誰が、③どのような内容の権利・義務を持つのか、といった点を明確にする（受動態には要注意）。
- 権利を表す「may」と義務を表す「shall」。安易に他の助動詞を混在させない（can、will、shouldなど）。
- 条件を表す「if」。どのような条件を満たしたときに権利・義務が生じるのかをしっかりと把握する。
- ただし書き（provided, however, that～）や除外規定（except for～）には注意する。

© AsiaWise

# 【お悩み相談】英文契約の読み方がわからない

① **どこに特段留意**して読み進めればいいのかよくわからない

② 数百枚にわたる英文契約書の**短時間での構造把握**

③ 通常の英語もおぼつかない中、英文契約の英語は一文が非常に長く語句がどこにかかっているのかがわかりづらい。**英文契約書特有の長い一文を読むコツ**などあれば知りたい

④ **法律用語は非常に難しい**。ただ、契約に出てくる基本的な文言のパターンがいくつかあると思います。そこで、そうしたよく出てくるパターンを解釈して説明が欲しい。たとえば、こういうケースでは、パターン１が使われ、こういうケースだとパターン２が使われるといった感じで

★英文契約は**非常に論理的な文章**。まず全体像を把握する。一文の中の主語(S)と述語(V)、条件節(if)を意識する。**地道な努力は必ず報われる**。実は日本人向き(!?)

© AsiaWise

# 【お悩み相談】英文契約がうまくドラフトできない

① **本当に明確になっているか？**が不安です

② **後々紛争になりやすい条項**、具体的なポイント(日本国内の契約とは違う部分で)

③ 日本企業のため、標準契約（ひな型）を用意するときに日本語版にできるだけ近しい英語版を求められることもあります。このときに**日英をどの程度そろえて、またはそろえないことが妥当か**、頃合いに迷うことがあります

④ **日本流の構成**に慣れた者からすると、一段落の中に複数の文が並んでいると、改項したくなります。そんな修正を返すとどんな反応になるでしょうか？

**★和文契約を翻訳して作るのは避ける。類似の英文契約やひな型**を探し出し、それをもとにドラフト。その後に、内容面で和文と比較対照する

© AsiaWise

# ３．準拠法と紛争解決条項のポイント

© AsiaWise

# ３－１　そもそも準拠法とは？

- その契約がどこの国の法律に従うかを定めるのが「準拠法（Governing Law）」。

- 契約書において当事者間で準拠法を合意しない場合、国際私法の原則に従って準拠法を決定することになるが、準拠法がいずれの国の法律になるか事前に予想することが困難なこともある。準拠法については必ず合意しておくこと。

- 契約上合意した準拠法にかかわらず、強制的に適用される法律もあるので注意する（ex. 独占禁止法、税法など）

- 日本企業としては馴染みのある日本法を準拠法として設定したいところだが、相手が同意してくれるとは限らない。→相手国の法律を準拠法として受け入れることも検討する

© AsiaWise

# ３－２　紛争解決手段をどう決めるか

- 強制的な紛争解決手段として、**訴訟**と**仲裁**がある。
- クロスボーダーの契約においては紛争解決手段として**仲裁**を選択することが多い。
- 外国における執行可能性まで考えることが必要。（ニューヨーク条約）

| | 訴訟 | 仲裁 | |
|---|---|---|---|
| **合意の要否** | 管轄がある限り一方的に提起可 | 仲裁合意がないと申立て不可 | |
| **上訴の可否** | 一般的に上訴可能 | 一般的に上訴不可 | |
| **手続の公開** | 原則公開 | 原則非公開 | |
| **スピード** | 特に新興国では時間がかかる | 比較的スピーディ | |
| **費用** | 比較的安いことが多い | 比較的高い | |
| **手続ルール** | 民事訴訟法等に従う | 機関仲裁:<br>基本的に各仲裁機関の仲裁規則に従う | アドホック仲裁:<br>仲裁手続法の範囲内で自由に選択・決定可能 |
| **外国における執行の可否** | 執行できない、または執行できるか否か不明確なケースが多い | NY条約加盟国間であれば可能 | |

© AsiaWise

# ３－３　よい仲裁条項とは？

- 仲裁条項の中で、どの仲裁機関の手続を利用するか、仲裁地をどこにするか、仲裁人の数および選任方法、仲裁言語などを定める。
- 特段の事情がない限り、仲裁条項の文言は、仲裁機関が公開しているモデル条項をそのまま使う方がよい。

Ex. **シンガポール国際仲裁センター（Singapore International Arbitration Centre: SIAC）のモデル条項** (https://www.siac.org.sg/model-clauses/siac-model-clause)

Any dispute arising out of or in connection with this contract, including any question regarding its existence, validity or termination, shall be referred to and finally resolved by arbitration administered by the Singapore International Arbitration Centre (“SIAC”) in accordance with the Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre ("SIAC Rules") for the time being in force, which rules are deemed to be incorporated by reference in this clause.

The seat of the arbitration shall be [Singapore].

The Tribunal shall consist of _____ arbitrator(s).

The language of the arbitration shall be _____.

© AsiaWise

# ３－４　ケーススタディ③　準拠法か？仲裁地か？

**Case Study③**
日本企業J社は、インド企業E社との間で売買契約を締結することになった。J社はファーストドラフトの中で、準拠法を日本法とし、仲裁については日本商事仲裁協会（JCAA）を仲裁機関とし、仲裁地を東京に指定した。ところがE社は準拠法をインド法、仲裁についてはインド・デリーを仲裁地とするアドホック仲裁（仲裁機関を利用しない仲裁）を指定してきた。

- 準拠法も仲裁地もインド、というのは避けたいところ。どちらか一方は譲ってもう一方を取りに行く、という交渉戦略が必要。準拠法と仲裁地は別々の国でもよい。
- 準拠法：相手国の法令に対する予測可能性はどの程度あるか？ いざというときにその国の弁護士に相談することはできるか？
  - 例えばインドの場合、英国のコモンローをベースにしており、予測可能性は低くないと判断することもできる。
- 仲裁機関・仲裁地：相手国の仲裁とした場合に、相手国の裁判所が介入するリスクはないか？ 仲裁手続の負担はどの程度か？（オンラインでの対応はどの程度可能か？）
  - 第三国の定評ある仲裁機関（本件であればシンガポールのSIACなど）を選ぶのも有力な選択肢。

© AsiaWise

# 【お悩み相談】準拠法・紛争解決条項は難しい

① 仲裁地・仲裁規定・仲裁機関の**選定の判断基準**を明確にするために、必要な要素を理解したい

② **先方意向で現地法に準拠**しなければならない場合の注意点

③ **日本の法律に準拠**した場合の注意点

④ ICCやSIACのような著名な仲裁機関による解決が難しい場合で、**相手方に所在する仲裁機関を選択**する必要がある場合に、各国の仲裁機関の信頼性や仲裁人の語学力など、どの程度信頼に耐える紛争解決手段か

⑤ 紛争解決方法と準拠法の組み合わせ、**好ましい第三国選択**

★客観的な正解がない以上、自分に最も有利な**日本法・日本仲裁を自信をもって主張**する。互いに譲らない場合、**中立的な第三国地**。

© AsiaWise

# 4．まとめ

© AsiaWise

# ４．英文契約書のレビュー＆ドラフティングで最も重要なこと

- 最も大事なことは**文言の明確性**。理解や解釈の違いが生じないよう、一義的に明確な文言を定めるように心がける。

- ドラフト・レビューに際しては、**想像力を働かせてリスクを洗い出し**、そのリスクに対応するためにはどのような規定が必要か考える。

- 準拠法・紛争解決条項は**安易に譲歩しない**。「どうせ紛争など起きないだろう」と高をくくらない（予想だにしないところから争いが起きることもある）。自社にとって有利な内容を規定できるよう粘り強く交渉する。

© AsiaWise

# 【ご参考】最後に、いくつか参考文献のご紹介

「契約の英語１」

Business Law Journal連載「アジア法務の思考回路」

第1回　契約リスク発見のコツ (2020年5月号)

第2回　準拠法・紛争解決条項をめぐる攻防 (2020年6月号)

© AsiaWise

# 5．質疑応答

© AsiaWise

# 【Q&A】当日頂きましたご質問について、時間が許す限りご回答

① ケーススタディ②に関し、新たな技術を創出することを目的とする共同研究契約などでは「明確な指標」を置きにくい場合があると思います。「明確な指標」を置きにくい場合のうまい策があればご教示願います。

② 法的拘束力について、non-bindingと書かなければ基本的に法的拘束力は発生する、という理解で良いでしょうか？bindingと明記する必要までないと理解していたのですが、この点を念のため教えていただきたいです。

③ アジア諸国との英文契約の場合、相手方から提示される契約ひな形がBrokenな英文の場合があり、理解しにくかったり、どこまで文法を直していくのか悩ましいです。対応のコツがあれば教えていただきたいです。

④ 契約書前文に記載される締結日付と署名欄に記載される日付ついての質問です。締結日付と署名欄に記載される署名日付は、それぞれ異なっていても問題ない、という理解でよいでしょうか？また、例えば、前文に記載される締結日付が「made on day of 1th April 2020」と記載され、署名欄の署名日付とは異なる日付が記載された場合、その効力発効日は、上記の2020年4月1日と解釈されるのか、それとも最後の署名がなされた日付が効力発効日となるのでしょうか？

© AsiaWise

# 【Q&A】当日頂きましたご質問について、時間が許す限りご回答

⑥ 仲裁地と準拠法の国を合わせた方が良い、と考えて対応しているのですが、この点の考え方や留意点について教えていただきたいです。（このあとご説明があれば無視してください）

⑦ 仲裁機関を利用しない仲裁はどのようなものでしょうか、教えてください。

⑧ 子会社（インド法人）とインド取引先間の取引について、紛争解決手段として、海外仲裁（ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ仲裁等）を合意していたとしも無効となる可能性があると聞いたことがありますが。

⑨ 英文契約のレビューを弁護士に依頼する場合、どのような観点で弁護士を選定すればよいでしょうか。

⑩ 準拠法・管轄に関しての質問です。日本国内間の契約にもかかわらず、他国法及び外国管轄を主張する相手に対しては、どのように切り返しをすべきなのでしょうか。なお、相手方は外国に本社がある支社となります。日本法・日本の裁判所で行うことがベストです。

© AsiaWise

ご清聴ありがとうございました。
次回も是非ご参加ください。

次回は2021年2月、英文契約セミナー第2弾を予定しています。

© AsiaWise